

[事案 30-151] 年金支払請求

・平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

終身保障に加えて年金を受け取ることができる保険契約ではなかったことを不服として、契約時に説明された金額の年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 11 月に契約した終身保険について、以下の理由により、終身保障を継続しつつ、契約時に募集人から説明された金額の年金を支払ってほしい。または、年金と同額相当の慰謝料を支払ってほしい。

(1) 契約時、募集人から、保険料払込期間満了後の 59 歳以降、終身保障に加えて、年金を 15 年間に渡って受領することができる旨の説明を受けた。説明に用いられた設計書には、募集人によるその旨の手書きメモが残っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人は約款の内容通りの契約意思があったものと推定される。また、募集人は退職済みで連絡が取れないので、説明時の言動を確認できておらず、仮に、申立人が主張するような誤った説明を募集人がしていたとしても、募集人には契約締結権限がないから、誤説明の内容が契約内容になることはない。

(2) 当社は、所定の契約内容に基づき、申立人が支払ってきた保険料に対応する保障を提供しているため、申立人に損害は発生していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する内容の契約が成立していたとは認められず、手書きのメモが募集人によるものであるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。